

功労スキーパトロール規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、公認スキーパトロール資格を有し、取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で、加盟団体及び本連盟に顕著な功績のある者を、功労スキーパトロールとして顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効な公認スキーパトロール資格を保有していなければならない。資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第3条 功労スキーパトロールは、理事会において認定する。

(公認料)

2 功労スキーパトロールの認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。

(認定証等)

第4条 功労スキーパトロールを証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(特典)

第5条 功労スキーパトロールは、公認スキーパトロール研修会の参加義務が免除される。

(資格の喪失)

第6条 功労スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第7条 第1条に定める功労スキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成元年4月	制定
平成5年6月26日	改正
平成16年6月25日	改正
平成16年11月2日	改正
平成17年11月2日	改正
平成23年9月20日	改正

平成 25 年 7 月 9 日 改正
平成 27 年 7 月 14 日 改正
平成 27 年 12 月 15 日 改正
平成 29 年 7 月 15 日 改正
令和 3 年 7 月 7 日 改正